

第3回化学物質管理強調月間スローガン募集要領

1 趣旨

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識を高め、化学物質管理活動を定着させることを目的として令和6年度に創設したものであり、毎年2月に実施することとしています。

この月間は、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、経済産業省及び環境省が連携協力者となり実施するものであり、月間中は、主唱者等において化学物質管理に関する様々な啓発活動を実施するとともに、化学物質を取り扱う事業者等においては、化学物質の危険性・有害性情報の通知や化学物質のリスクアセスメントの実施、労働者等への教育、日ごろの取組状況の総点検や職場巡視の実施等、各種取組を通じて化学物質管理の徹底を図ることとしています。

第3回「化学物質管理強調月間」では、化学物質の危険性有害性情報の通知の徹底、化学物質のリスクアセスメントの実施や定着、中小企業や第三次産業等における化学物質管理の重要性の喚起、その他化学物質管理活動の促進や定着を図ることを内容とするスローガンを募集します。

2 応募資格

特に設けない。

3 募集範囲

幅広く、一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚につながるものを募集する。

なお、スローガンはポスターやのぼりなどで働く現場に掲示されるため、簡潔かつより多くの方に親しみやすい字配りにも配慮されたものが望ましい。

4 方法

下記 URL に掲載するリンク先の応募フォームよりご応募ください。

<https://chemicals.cgc.co.jp/>

5 募集期間

令和8年8月21日（金）～9月23日（水）

6 選考等

厚生労働省において選考し、応募されたスローガンの中から、金賞、銀賞、銅賞を決定する。

ただし、応募作品の一部を修正して使用することがある。

なお、応募作品は未発表で自作のものに限ります。

また、応募作品の著作権は主唱者に帰属するものとする。

7 発表方法

採用者に通知するほか、厚生労働省報道発表ページ等で発表する。

8 活用等

第3回化学物質管理強調月間の実施に当たり、各種の広報活動、月間行事の実施等の際に活用する。

金賞受賞作品を主唱者のスローガンとして使用するが、各実施者において、その他の受賞作品の中から使用するスローガンを必要に応じて選んでいただき、月間にあたって活用いただくこととする。